

○山梨県警察地域警察デジタル無線システムに関する検討委員会設置要領の制定について

〔 令和 8 年 3 月 1 2 日 〕
〔 例規甲（地庶運）第 1 3 4 号 〕

山梨県警察地域警察デジタル無線システムに関する検討委員会設置要領

第 1 設置

警察本部に、地域警察デジタル無線システムに関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第 2 趣旨

地域警察デジタル無線システムは、音声通話、110番受理情報、文字・画像情報、位置情報等の迅速な組織的共有を可能とするものであり、その効果的な活用により犯人の早期検挙、人命救助等に大きな威力を発揮している。そこで、こうした活用の更なる拡大を図るとともに、同システムと通信指令システム又は情報管理システムとを連携させるために必要なシステムの整備・改修、地域警察部門以外での活用の在り方等について積極的に検討することを目的に委員会を設置するものである。

第 3 調査審議事項

委員会は、地域警察デジタル無線システムの効果的な活用を推進するために次の事項について調査審議する。

- (1) 地域警察デジタル無線システムと通信指令システムとの連携に関すること。
- (2) 地域警察デジタル無線システムと情報管理システムとの連携に関すること。
- (3) 地域警察活動及びそれ以外の活動における活用の在り方に関すること。
- (4) 地域警察デジタル無線システムの運用及び教養に関すること。
- (5) 予算に関すること。
- (6) 県費による WEBシステム、PⅢデータ端末及び警察署表示端末の整備に関すること。
- (7) 地域警察デジタル無線システムの保守に関すること。

第 4 構成及び運営

- 1 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる職にある者をもって充てる。

委員長 警察本部長

副委員長 警務部長

生活安全部長

委員 総務室長

首席監察官

刑事部長

交通部長

警備部長

警察学校長

関東管区警察局山梨県情報通信部長

- 2 委員会は、委員長が招集し、掌理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。
- 4 委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

第5 幹事会

- 1 委員会の事務について委員会を補佐し、地域警察デジタル無線システムの効果的な活用を推進するための基本的な施策の企画、立案及び総合調整並びにその推進状況を把握するため、委員会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

幹事長 生活安全部長

副幹事長 生活安全部参事官

幹事 総務室会計課長

警務部警務課長

警務部教養課長

警務部情報管理課長

生活安全部生活安全企画課長

生活安全部地域課長

刑事部刑事企画課長

交通部交通企画課長

警備部警備第一課長

関東管区警察局山梨県情報通信部機動通信課長

関東管区警察局山梨県情報通信部通信施設課長

第6 プロジェクトチーム

- 1 幹事会の事務を補佐するため、幹事会に地域警察デジタル無線システムに関する検討委員会プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を置く。
- 2 プロジェクトチームは、幹事会に付議する事項の整理並びに委員会から指示された事項の調査及び検討について所掌する。
- 3 プロジェクトチームの主宰者は、生活安全部参事官とする。
- 4 プロジェクトチームの構成員は、別表のとおりとする。
- 5 主宰者は、調査審議事項に応じて構成員を招集し、必要と認めるときは、構成員以外の者に対しプロジェクトチームの会議への出席を求めることができる。

第7 庶務

委員会、幹事会及びプロジェクトチームの庶務は、生活安全部地域課において行う。

別表 略